

改正

昭和41年4月1日規則第23号
昭和44年1月31日規則第6号
昭和45年7月7日規則第34号
昭和45年11月20日規則第64号
昭和46年3月5日規則第7号
昭和48年6月8日規則第44号
昭和49年7月16日規則第45号
昭和50年4月1日規則第30号
昭和53年2月7日規則第4号
昭和57年6月1日規則第28号
昭和57年10月1日規則第42号
昭和58年3月25日規則第6号
昭和58年4月1日規則第13号
昭和63年4月1日規則第22号
平成元年3月28日規則第14号
平成2年3月31日規則第6号
平成2年4月1日規則第17号
平成5年3月23日規則第7号
平成6年4月1日規則第27号
平成8年4月1日規則第67号
平成9年9月30日規則第112号
平成11年4月1日規則第46号
平成12年4月1日規則第98号
平成15年3月7日規則第9号
平成15年4月1日規則第43号
平成15年8月1日規則第96号
平成15年12月26日規則第121号

平成16年12月24日規則第118号
平成17年3月18日規則第31号
平成17年9月27日規則第128号
平成18年3月24日規則第30号
平成18年7月18日規則第87号
平成18年7月28日規則第93号
平成19年1月19日規則第2号
平成19年4月1日規則第50号
平成20年3月18日規則第14号の2
平成20年10月1日規則第81号
平成20年10月21日規則第83号
平成20年12月1日規則第97号
平成21年3月17日規則第12号
平成21年4月1日規則第43号
平成21年4月28日規則第49号
平成22年3月19日規則第7号
平成22年4月1日規則第36号
平成23年3月11日規則第5号
平成24年4月1日規則第47号
平成24年10月16日規則第76号
平成25年3月26日規則第9号
平成26年3月26日規則第21号
平成28年3月31日規則第8号
平成29年2月14日規則第4号
平成29年3月31日規則第30号
令和元年5月31日規則第5号
令和2年3月6日規則第7号
令和2年3月31日規則第28号
令和3年3月31日規則第21号

高知県契約規則をここに公布する。

高知県契約規則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札参加者の資格（第5条・第6条）

第2節 公告及び入札（第7条—第21条）

第3節 落札者の決定等（第22条—第24条）

第3章 指名競争入札（第25条—第30条）

第4章 随意契約（第31条—第32条）

第5章 競り売り（第33条・第34条）

第6章 契約の締結及び履行（第35条—第58条）

第7章 雑則（第59条—第61条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、他の法令で定めるもののほか、県の契約に関する事務の取扱いについて定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 部局の長 高知県部設置条例（昭和31年高知県条例第41号）に規定する部の長及び高知県行政組織規則（平成15年高知県規則第43号）第8条に規定する会計管理局の長（以下「会計管理局長」という。）並びに高知県教育長、高知県警察本部長、高知県議会事務局長、高知県人事委員会事務局長、高知県労働委員会事務局長及び高知県監査委員事務局長をいう。
- （2） 総括 契約に関する事務を適正にするため、その制度を整え、事務を統一し、必要な指導及び助言を行うことをいう。
- （3） 契約担当者 知事又は知事の委任を受けて契約を締結する職員をいう。
- （4） 契約者 契約担当者と契約をする者をいう。
- （5） 県有財産売却システム インターネットを利用して行う県の公有財産及び物品の売払いに関する一連の事務処理をいう。

（契約事務の総括）

第3条 会計管理局長は、契約の総括に関する事務を補助するものとする。

(協議)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、会計管理局長に協議しなければならない。ただし、第4号に係る協議は、高知県会計管理課長限りとする。

- (1) 一般競争入札、指名競争入札及び競り売りについて、参加者の資格を定めようとするとき。
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札について、第17条第1項第2号に規定する範囲若しくは第23条第1項に規定する基準を定め、又は第23条の2第1項に規定する承認を求めようとするとき。
- (3) 指名競争入札について指名基準を定めようとするとき。
- (4) 別に定める標準書式又は書式登録によらない契約（契約金額が500万円を超えるものに限る。）を締結しようとするとき。
- (5) 別に定める標準書式による契約者の義務に関する規定を緩和し、又は重要な変更を加えて契約をしようとするとき。
- (6) 監督及び検査の実施についての細目を定めようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、異例の契約を締結しようとするとき。

第2章 一般競争入札

第1節 一般競争入札参加者の資格

(知事が定める一般競争入札参加者の資格等の公示)

第5条 知事は、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造、販売等の実績、従業員の数、資本金の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合は、これに資格審査の申請の時期、方法等を併せて高知県公報、掲示その他の方法により公示するものとする。

(知事が定める一般競争入札参加者の資格の審査及び結果の通知)

第6条 知事は、前条の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

2 知事は、前項の審査を終了したときは、資格を有する者の名簿を作成するとともに、資格を有する者と認めた者又は資格がないと認めた者に、それぞれ必要な通知をするものとする。

第2節 公告及び入札

(入札の公告)

第7条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して5日前までに高知県公報、新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を3日前までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第8条 前条の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項等を示す場所
- (4) 競争入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金（入札保証金に代わる担保を含む。）に関する事項
- (6) 入札書の郵送を認める場合にあっては、入札書の到着する場所及び日時、指定受取人等に関する事項
- (7) 最低制限価格の設定の有無
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) 落札者が契約書に記名押印すべき期限
- (10) 入札書に記入された金額を落札価格としない場合にあっては、入札書に記入する金額及び落札価格に関する事項
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札について必要な事項

(入札保証金)

第9条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者をしてその者の見積もる契約金額の100分の5以上の額（県有財産売却システムによる一般競争入札にあっては、契約担当者が予定価格の100分の10以上の額により定める額）の入札保証金を納めさせなければならない。

(入札保証金の納付の免除)

第10条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- (2) 第5条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第11条 入札保証金の納付は、国債、地方債及び次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券、農林債、商工債又は全国連合会債（第14条第1号において「金融債」と総称する。）
- (3) 契約担当者が確実に認める社債
- (4) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）が振出し又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関に対する定期預金債権
- (7) 銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関の保証

2 契約担当者は、前項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は確実に認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 契約担当者は、第1項第7号の銀行又は確実に認める金融機関の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした銀行又は確実に認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

（入札保証保険証券の提出）

第12条 契約担当者は、第10条第1号の規定に該当し、入札保証金を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者から当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（手形の現金化等）

第13条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて手形を担保として提供した場合において、契約締結前に当該手形が満期になるときは、会計管理者又は関係出納員に連絡し、会計管理者又は当該関係出納員をしてその取立て及び当該取立てに係る現金の保管をさせ、又は当該手形に代わる入札保証金の納付若しくは入札保証金の納付に代える担保の提供を求めなければならない。

(担保の価値)

第14条 第11条第1項に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証のある債券、金融債及び契約担当者が确实と認める社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
 - (2) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関が振出し又は支払保証をした小切手 小切手金額
 - (3) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関が引受け又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
 - (4) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
 - (5) 銀行又は契約担当者が确实と認める金融機関の保証 その保証する金額
- (予定価格調書の作成)

第15条 契約担当者は、その競争入札に付する事項の価格（高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第3条第1項及び第6条第1項の規定による財産の交換に係るものについては、交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とする。次条第1項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した別記第1号様式又は別記第1号様式の2による予定価格調書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、あらかじめ予定価格を公表するものについては、当該予定価格調書を封書にしないことができる。

(予定価格の決定方法)

第16条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてこれを定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務（新役務を含む。第31条の2において同じ。）について、取引きの実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低制限価格の設定の範囲等)

第17条 契約担当者は、工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めて最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる範囲内で定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合 予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲

(2) 工事又は製造を除く請負の契約を締結しようとする場合 契約担当者が別に定める範囲

2 前項の最低制限価格は、予定価格調書に明記するものとする。

(入札書)

第18条 入札は、別記第2号様式による入札書により行うものとする。ただし、県有財産売却システムによる入札にあつては、当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によるものとする。

2 入札金額には、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。

3 前項の規定は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る単価について行う入札の入札金額には適用しない。

4 入札書を訂正し、又は文字を挿入したときは、入札者が当該箇所を押印するものとする。ただし、金額の訂正はできないものとする。

5 前項本文の規定にかかわらず、県有財産売却システムによる入札にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録の訂正又は文字の挿入はできないものとする。

(入札の方法)

第19条 入札（県有財産売却システムによる入札を除く。以下この条において同じ。）は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函(かん)して行わなければならない。

2 代理人が入札をする場合は、委任状を提出しなければならない。

3 入札者は、他人の代理を兼ね、代理人は、2人以上の者の代理を兼ねることはできない。

4 郵便による入札を認められた場合における入札書の郵送については、次に定めるところによるものとする。

(1) 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に入札件名を記載すること。

(2) 前号により封かんした封筒を更に封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に「入札書在中」及び「親展」の文言を記載し、書留として入札日時までに必着させること。

5 契約担当者は、郵送による入札書を受領したときは、その日時を当該封筒の余白に記入し、押印の上開札時まで封かんのまま保管しなければならない。

第19条の2 県有財産売却システムによる入札は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって知事が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもって行うものとする。

2 前項の規定により電磁的方法をもって行われる入札は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に当該入札が行われたものとする。

（入札の執行取消し又は延期）

第20条 契約担当者は、天災その他やむを得ない理由があるとき又は公正な入札を行うことができない事情があると認められるときは、入札の執行を取り消し、又は延期することができる。

（無効入札）

第21条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定により一般競争入札に参加することのできないとされた者の入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札者が不正の利益を得るために談合したと認められるとき。

(2) 入札に際し不正の行為があったとき。

(3) 入札者又はその代理人が同一の入札について2以上の入札をしたとき。

(4) 納付すべき入札保証金（入札保証金に変わる担保を含む。）を納付していないとき又はこれが不足しているとき。

(5) 入札書（県有財産売却システムに係る入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次号において同じ。）の氏名その他重要な文字及び証印が誤脱し、又は不明なとき。

(6) 入札書の金額を訂正しているとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反したとき。

第3節 落札者の決定等

第22条 削除

（最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続）

第23条 契約担当者は、政令第167条の10第1項に規定する契約に係る一般競争入札について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格の入札者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を定めることができる。

2 契約担当者は、前項の一般競争入札を行った場合において、最低価格の入札者の申込みに係る価格が、同項の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

3 契約担当者は、前項の調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

第23条の2 契約担当者は、政令第167条の10第1項に規定する契約に係る一般競争入札を行った場合において、最低価格の入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載した書面を知事に提出し、その者を落札者としないうことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当者は、前項の承認があつたときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものとする。

（落札者の通知）

第24条 契約担当者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

第3章 指名競争入札

（知事が定める指名競争入札参加者の資格等の公示）

第25条 知事は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、第5条の規定に準じて公示するものとする。

（知事が定める指名競争入札参加者の資格の審査及び通知）

第26条 第6条の規定は、工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について、指名競争入札参加者の資格を定めた場合に準用する。

2 前項の場合において、その資格が一般競争入札の場合と同一である等のため、同項において準用する第6条の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、当該資格の審

査及び名簿の作成は行わず、同条の規定による資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

(特定の目的のために土地等を分譲する契約等の指名競争入札の参加資格等)

第27条 知事は、特定の目的に使用させるために土地又は建物を分譲する契約等について必要と認めるときは、適宜指名競争入札に参加する者の資格を定めることがあるものとする。

2 前2条の規定は、前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

(指名基準)

第28条 各部局の長は、その所掌する工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約については、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を知事の承認を得て定めなければならない。

(指名競争入札者の指名)

第29条 契約担当者は、指名競争入札に付するときは、前条の基準により、当該指名競争入札に参加する資格を有する者のうちからなるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

2 第27条第1項の規定による指名競争入札の参加資格を有する者を対象とする指名競争入札については、前項の規定にかかわらず、その全員を指名しなければならない。

3 前2項の場合においては、第8条第1号及び第3号から第10号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

(指名競争入札の場合の準用規定)

第30条 第9条から第24条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4章 随意契約

(随意契約によりことができる契約の種類及び額)

第31条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

(随意契約によりことができる場合の手続の特例)

第31条の2 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により契約を締結しようとするときは、その見積書の提出期限の前日から起算して5日前までに当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を3日前までに短縮することができる。

- (1) 物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約者の決定方法及び選定基準
- (3) 見積書の提出場所及び提出期限
- (4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- (5) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要があると認める事項

2 契約担当者は、政令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づき随意契約により契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約に係る次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 物品又は役務の名称及び数量
- (2) 契約を締結した日
- (3) 契約者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (4) 契約金額
- (5) 契約者を決定した理由
- (6) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、契約担当者が必要があると認める事項

3 前2項の規定による公表は、高知県公報、掲示その他の方法によるものとする。

(予定価格の決定)

第31条の3 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第15条及び第16条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(見積書の徴取)

第32条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令の規定により、その価格が定められているとき。
- (2) 災害その他特別の事由により、特定の価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (3) 約定する予定価格が別に定める金額を超えないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、契約担当者が必要がないと認めたとき。

第5章 競り売り

(予定価格の決定等)

第33条 契約担当者は、競り売りをしようとするときは、あらかじめ、第15条及び第16条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 契約担当者は、予定価格を決定した場合において、公正な競り売りを行うため必要があると認めるときは、第15条の規定にかかわらず、その決定した予定価格を当該競り売りの物件にこれを表示しておくことができる。

(競り売りの場合の準用規定)

第34条 第5条から第14条まで、第20条及び第24条の規定は、競り売りの場合に準用する。

第6章 契約の締結及び履行

(契約書の作成等)

第35条 契約担当者は、一般競争、指名競争若しくは競り売りに付そうとする場合における公告若しくは通知又は随意契約の相手方の決定にあたっては、当該契約の締結につき、契約書の作成を要するものであるかどうかを明らかにしなければならない。

第36条 契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約者とともにこれに記名押印しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (4) 契約の履行期限及び履行場所
- (5) 契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。）
- (6) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (7) 監督及び検査
- (8) 危険負担
- (9) 契約不適合責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) 前各号に掲げるもののほか、契約に当たって必要な事項

2 会計管理局長は、契約担当者が作成する契約書に関し、必要があるときは、その標準となるべき書式を別に定めなければならない。

3 契約担当者は、前項の書式が定められたときは、当該書式に準拠して、契約書を作成しなければならない。

第37条 契約担当者が前条第1項の契約書を作成する場合において、当該契約者が隔地にあるときは、まず、その者に契約書の案を送付して記名押印させ、更に当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印することを例とするものとする。

2 前項の場合において、契約担当者が記名押印をしたときは、当該契約書の1通を当該契約者に送付するものとする。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第38条 次に掲げる場合においては、第36条第1項の規定による契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産の売買、地上権、地役権その他の権利の設定等に係る契約については、この限りでない。

(1) 契約金額が工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負にあつては250万円を、物品の製造の請負又は財産の買入れにあつては160万円を、その他の契約（不動産の貸借に係る契約を除く。）にあつては100万円を超えないものをするとき。

(2) 競り売りに付するとき。

(3) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に知事が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

2 契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。ただし、次に掲げる契約を締結した場合は、この限りでない。

(1) 特に軽微な契約

(2) 物品電子調達システム（契約担当者の使用に係る電子計算機と見積書を徴される者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を徴するためのプログラムをいう。）による物品の買入れその他の契約

(契約保証金)

第39条 契約担当者は、契約者をして契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めさせなければならない。この場合において、契約者が高知県住宅供給公社又は県が基本財産その他これに準

ずるものの2分の1以上を拠出している一般社団法人若しくは一般財団法人であるときは、契約金額の1,000分の1以上の額とすることができる。ただし、県有財産売却システムに係る契約保証金の納付は、第9条の規定により納めさせた入札保証金を充当することをもってこれに代えることができる。

(契約保証金の免除)

第40条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 県が契約保証金を納付しなければならない契約を結ぶとき。
- (2) 財産の売払いの契約で売払代金が即納されるときその他これに類する場合で契約保証金を納付させる必要が認められないとき。
- (3) 契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- (5) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
- (6) 第5条の規定による資格を有する者による一般競争入札に付し、若しくは指名競争入札若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、当該契約者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (7) 財産の売払いの契約について、県が契約を解除したときにおいて既に納付している売払代金のうち契約保証金に相当する金額を違約金として県に帰属させる旨を約定した契約を結ぶとき。

(契約保証金に代わる担保等)

第41条 契約保証金の納付は、次に掲げるものを担保として提供することをもってこれに代えることができる。

- (1) 国債、地方債及び第11条第1項各号に掲げるもの
- (2) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条において「保証事業会社」という。)の保証

2 第11条第2項及び第3項並びに第12条から第14条までの規定は、契約保証金について準用する。この場合において、第11条第3項中「又は確実と認める金融機関の保証」とあるのは「若しくは

確実と認める金融機関の保証又は保証事業会社の保証」と、「又は確実と認める金融機関との間」とあるのは「若しくは確実と認める金融機関又は保証事業会社との間」と、第12条中「第10条第1号」とあるのは「第40条第4号」と、「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「入札保証保険契約」とあるのは「履行保証保険契約」と、第13条第1項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「契約者」と、「契約締結前」とあるのは「契約上の義務履行前」と、第14条中「第11条第1項」とあるのは「第41条第1項第1号」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 第1項の規定に基づき、保証事業会社の保証を契約保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。

(契約保証金の増減)

第42条 契約担当者は、既に締結した契約について契約金額を増減することとなった場合は、その増減の割合に従って契約保証金（契約保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を増減しなければならない。ただし、契約担当者が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

(契約保証金の還付)

第43条 契約担当者は、契約者が契約の全部を履行したときは、遅滞なく契約保証金を還付しなければならない。ただし、県有財産売却システムに係る契約保証金を売払代金に充当するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当者は、契約者が契約の履行中であっても当該契約の一部の履行を確認した場合は、当該履行に対応する契約保証金を還付することができる。

(契約を解除した場合の損害賠償の約定)

第44条 契約担当者は、契約者がその義務を履行しないため当該契約を解除したときにおいて契約保証金を超える損害があると認める場合は、その超える損害について契約担当者が決定する金額を契約保証金のほかに賠償する旨を約定させなければならない。

(履行遅滞による遅延利息又は延滞違約金の約定)

第45条 契約担当者は、契約の履行期限（次条の規定により承認した期限を除く。）内に契約者がその責めに帰する事由により、契約を履行しなかった場合は、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数に応じ、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額の遅延利息又は延滞違約金を徴収する旨を約定させなければならない。ただし、契約の性質が、これを約定するに適しない契約である場合は、この限りでない。

- (1) 財産の売払い等県が金銭の給付を受ける契約 遅滞金額につき年14.5パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息
 - (2) 工事又は製造の請負契約その他前号に掲げる契約以外の契約 契約代金から出来高部分又は履行済みの部分に対する契約代金相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合をもって計算した額の延滞違約金
- 2 契約担当者は、契約の条件その他について特別の事情がある場合は、前項本文の規定による約定と異なる約定をすることができる。
 - 3 各部局の長は、その所掌に係る契約について前項の規定に基づく約定がなされたときは、遅滞なくその理由を記載した書面を当該契約書の写しとともに会計管理局長に提出しなければならない。
 - 4 契約担当者は、遅延利息又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、これを徴収しない旨を約定することができる。
 - 5 契約担当者は、第1項及び第2項の規定による遅延利息又は延滞違約金の額の計算をする場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする旨を約定させなければならない。

(履行期限延長の承認)

第46条 契約担当者は、契約者が期限内にその義務を履行できないため履行期限の延長を求めたときは、事実を審査し、やむを得ないものと認めるときは、これを承認することができる。

(権利義務の譲渡の禁止)

第47条 契約担当者は、契約によって生ずる権利又は義務を契約担当者の承認を受けなければ、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない旨を契約者に約定させなければならない。

(前金払を行う場合の用途明細書等の提出)

第48条 契約担当者は、工事の請負に関する前金払の特約をしたときは、契約者に遅滞なく用途明細書及び工程表を提出させなければならない。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(履行の届出)

第49条 契約担当者は、契約者に、工事の完了又は物件の製造、修繕若しくは改造が完了したとき、又は物件を納入しようとするときは、工事完成届、納品書等により届出させなければならない。ただし、契約担当者が必要がないと認めるとき、又はやむを得ないものと認めるときは、口頭により届出させることができる。

(監督職員の一般的職務)

第50条 契約担当者又は知事若しくは契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の2第1項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、工事、製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施にあたっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

(監督職員の報告)

第51条 監督職員は、関係の契約担当者と緊密に連絡するとともに、当該契約担当者の要求に基づき又は随時に監督の実施についての報告をしなければならない。

(検査職員の一般的職務)

第52条 契約担当者又は知事若しくは契約担当者から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、法第234条の2第1項に定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前2項の場合において、必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。

(検査調書の作成等)

第53条 検査職員は、前条の検査を完了した場合においては、別記第3号様式又は別記第4号様式による検査調書を作成し、関係の契約担当者に提出しなければならない。この場合において、そ

の給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を
検査調書に記載するものとする。

2 前項の検査調書の作成は、次の各号のいずれかに該当する場合には、省略することができる。
ただし、給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うもの及び検査を行った
結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものは、この限りでない。

(1) 契約書の作成を省略した契約に係る検査

(2) 第38条第1項の規定に基づき契約書の作成を省略することができる契約について、契約書
を作成したものに係る検査

(3) 別に定める契約書の作成を要する契約に係る検査

3 前2項の規定にかかわらず、工事、製造等の請負契約について給付が完了した場合において、
設計書と同一の内容で履行されている場合に限り、検査調書に添付すべき検査明細書は、これを
省略することができる。

(監督及び検査の実施についての細目)

第54条 各部局の長は、その所掌する契約について必要があるときは、この規則に定めるもののほ
か、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

2 各部局の長は、前項により監督及び検査の実施についての細目を定めたときは、当該写しを会
計管理局長に提出しなければならない。

(検査の一部の省略)

第55条 政令第167条の15第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約
のうち物件の買入れに係るもので買入れに係る単価が5万円に満たないものについては、数量以
外の検査を省略することができる。

(監督又は検査を委託して行った場合の確認)

第56条 契約担当者は、政令第167条の15第4項の規定により、県の職員以外の者に委託して監督又
は検査を行わせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載し
た書面を作成しなければならない。

(破壊検査による復旧費等の負担の特約)

第57条 契約担当者は、検査職員が破壊検査を行った場合の復旧に要する費用及び契約担当者が手
直し等を命じた場合の当該手直し等に要する費用は、契約者が負担する旨を約定させておかなけ
ればならない。

(部分払)

第58条 契約担当者は、請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価を超える約定をすることはできない。ただし、性質上可分の請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

2 請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分の代価が契約金額の10分の3の額に満たない場合においては、前項の部分払は、これを行うことができない。

第7章 雑則

(公営企業管理者との間の契約に準ずる行為)

第59条 知事と地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に定める管理者との間において行う契約に準ずる行為については、契約の例により取り扱うものとする。ただし、次に掲げる行為は、行わないことができる。

- (1) 入札保証金又は契約保証金の納付
- (2) 契約書の作成
- (3) 競争に付すること。

(経由)

第60条 この規則において、知事又は会計管理局长に承認を求め、又は協議し、若しくは報告すべき事務については、全て当該各部局の長及び契約の総括に関する事務を主管する課の長を経由するものとする。

(賠償責任を負うべき職員の指定)

第61条 法第243条の2の2第1項に規定する賠償責任を負うべき職員で同項第4号に掲げる行為をする権限を有する職員を直接補助する職員は、監督職員及び検査職員(契約担当者である監督職員及び検査職員を除く。)とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(他の規則の廃止)

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 高知県建設工事執行規則(昭和28年高知県規則第29号)
- (2) 高知県建設工事請負契約約款に関する規則(昭和38年高知県規則第44号)

付 則（昭和41年4月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和44年1月31日規則第6号）

この規則は、昭和44年2月1日から施行する。

付 則（昭和45年7月7日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和45年11月20日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和45年12月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行の日前の期間に対応する遅延利息又は延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

付 則（昭和46年3月5日規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行日前に既に改正前の高知県契約規則第45条第1項の規定により、遅延利息又は延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の遅延利息又は延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

付 則（昭和48年6月8日規則第44号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

（経過規定）

2 この規則の施行日前に既に改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（昭和49年7月16日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年2月7日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年6月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日規則第22号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月28日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日規則第6号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日規則第17号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月23日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の高知県契約規則別記様式は、この規則による改正後の高知県契約規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成8年4月1日規則第67号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月30日規則第112号）

この規則中、第40条第3号の改正規定は平成9年10月1日から、同条第8号を削る改正規定は平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第98号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月7日規則第9号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年8月1日規則第96号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月26日規則第121号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月24日規則第118号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日規則第31号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日規則第128号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日規則第30号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年 7 月18日規則第87号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 7 月28日規則第93号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成19年 1 月19日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日規則第50号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日規則第14号の 2）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月 1 日規則第81号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第 1 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月21日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日規則第97号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月17日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成21年 4 月 1 日規則第43号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 4 月28日規則第49号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第 1 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 3 月19日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成22年 4 月 1 日規則第36号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年 3 月11日規則第 5 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 4 月 1 日規則第43号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年10月16日規則第76号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の高知県契約規則別記様式は、この規則による改正後の高知県契約規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則 (平成25年 3 月26日規則第 9 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第 1 項第 2 号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年 3 月26日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月31日規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（平成29年2月14日規則第4号）

この規則は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和元年5月31日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の高知県契約規則第17条第1項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行う工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合について適用し、同日前に入札の公告又は指名競争入札者の指名に係る通知を行った工事又は製造の請負の契約の締結については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月6日規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第28号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月31日規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に既にこの規則による改正前の高知県契約規則第45条第1項第2号の規定により、延滞違約金を徴収する旨を約定している契約の当該延滞違約金の額の計算については、なお従前の例による。

別記

第1号様式（第15条関係）（随意契約の場合の予定価格調書）

予 定 価 格 調 書	
次のとおり定める。	
年 月 日	
決 裁 権 者 ()	作 成 者 ()
契 約 件 名 又 は 対 象	
予 定 価 格	
最 低 制 限 価 格	
参 考	積 算 基 礎 そ の 他

備考 「決裁権者」欄及び「作成者」欄は、括弧内に職名を記入するとともに、枠内に押印するものとし、作成者が決裁権者であるときは、「決裁権者」欄及び「作成者」欄の双方に職名の記入及び押印をする。

第1号様式の2（第15条関係）（競争入札又は建設工事等に係る随意契約の場合の予定価格調書）

予 定 価 格 調 書			
次のとおり定める。			
年 月 日			
決 裁 権 者 ()		作 成 者 ()	
契約件名又は対象			
予 定 価 格		入札書比較価格	
最 低 制 限 価 格			
参 考	積 算 基 礎 そ の 他		

- 備考 1 この様式を用いる場合は、入札書又は見積書に記入された金額を落札価格としない。
- 2 「決裁権者」欄及び「作成者」欄は、括弧内に職名を記入するとともに、枠内に押印するものとし、作成者が決裁権者であるときは、「決裁権者」欄及び「作成者」欄の双方に職名の記入及び押印をする。
- 3 この様式による予定価格調書の作成が困難なものについては、この様式に準じて予定価格調書を作成することができる。

第2号様式（第18条関係）

年 月 日							
契約担当者	様						
	住所 氏名						
	書						
<u>入 札</u>							
入札の諸条件を承諾の上、次のとおり入札します。							
金 額							
契 約 件 名 又 は 対 象							
内 訳	品 名	規 格	品 質	数 量	単 価	金 額	備 考
					円	円	

- 備考
- 1 契約の種類により「内訳」欄が不用の場合は、記入する必要はありません。
 - 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、住所及び氏名を記入し、押印してください。
 - 3 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名を記入してください。
 - 4 入札金額の数字の頭には、¥を付けてください。

第3号様式（第53条関係）

決裁権者	検 査 調 書			
	契約件名及び設計番号			
年 度	年 度	検 査 種 別	完 成	出 来 高
契約年月日	年 月 日	検 査 回 数	回 目	
請 負 人	立 会 人			
履 行 期 限	監 督 職 員			
着手年月日 完成	年 月 日 年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日	
設 計 金 額	¥	出 来 高 金 額	¥	
請 負 金 額	¥	出 来 高 歩 合		%
検査の方法 及び参照した書類	検査の合否 及び意見			
担 当	上記のとおり検査しましたので、別紙明細書を添えて提出します。			
	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">検査職員 職・氏名 ㊟</p>			

備考 この様式は、請負契約に係る検査調書の様式とする。

(添付書類)

検 査 明 細 書							
契約件名及び設計番号							
区 分	契約量	単位	出 来 量	設計単価	出 来 高 額	出 来 高 合	備 考
				円	円	%	
計							
設計金額に対する請負出来高金額 出来高金額 × $\frac{\text{請負金額}}{\text{設計金額}}$							

第4号様式（第53条関係）

決裁権者	検 査 調 書							
	契約件名							
	年 度	年 度		契 約 金 額	¥			
	契約年月日	年 月 日		立 会 人				
	履 行 期 限	年 月 日		検 査 場 所				
	契約の相手方				検査の方法及び参照した書類			
					検査の合否及び意見			
	履 行			検 査		備 考		
	年 月 日	品 名	規 格	数 量	年 月 日		数 量	
担 当								
	上記のとおり検査しましたので、提出します。 年 月 日 契約担当者 様 検査職員 職・氏名 ㊟							

- 備考 1 この様式は、物件の買入れその他の契約に係る検査調書の様式とする。
 2 この様式による検査調書の作成が困難なものについては、この様式に準じて検査調書を作成することができる。